

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	入間郡三芳町大字上富字 中東一七三番一二地先か ら同郡同町大字上富字中	八・八五 一三・六〇	一三四・〇〇	交通安全対策 事業による。
新	東二〇三番三地先まで	一一・〇〇 一八・〇〇		